

支 払 基 金
令和元年 11 月 18 日

医薬品マスターの改定について

下記のとおり医薬品マスターの改定についてお知らせします。

記

- 1 令和元年 11 月 18 日付け厚生労働省告示第 168 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：33 コード）
※令和元年 11 月 19 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20191119」に設定し収載しております。
- 2 令和元年 11 月 18 日付け厚生労働省告示第 170 号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」における「キイトルーダ点滴静注」の薬価改正
※改正後の薬価は令和 2 年 2 月 1 日から適用のため、当該医薬品に係る医薬品マスターの公表は、令和 2 年 1 月を予定しています。